

(2) 竜丘景観育成特定地区（地区全域）

屋外広告物条例に基づく届出について、次の景観育成基準への適合が必要です。その他の基準については、「普通地域における基準」を参照してください。

なお、地域区分のうち、国道 151 号沿道の一部として指定する地域は、市道竜丘 109 号線との交差点から毛賀沢川までの間の両側各 30m の区域とします。

ゴシック太字が竜丘地区において強化する基準（●は適用を示す）

行 為 の 基 準		周辺市街地	都市の田園	国道 151 号沿道の一部	山地・高原
ア． 広告物等の 形態意匠	（ア）配 置				
	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	●	●	●	●
	・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	●	●	●	●
	（イ）意匠等				
	・ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。	●	●	●	●
	（ウ）材 料				
	・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。	●	●	●	●
	・ 反射光のある素材は使用しないこと。	●	●	●	●
	（エ）色 彩				
	【色 調】				
	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調とすること。	●	●	●	●
	【色相・色数】				
	・ 使用する色数を少なくするよう努めること。	●	●	●	●
	・ 地色の色数を 4 以下とすること。（全体の面積の 10 分の 1 以下の一の色（合計面積）を含まない）	●	●	●	
	・ 地色の色数を 3 以下とすること。（全体の面積の 10 分の 1 以下の一の色（合計面積）を含まない）				●
	【彩 度】（マンセル表色系による彩度）				
	・ 地色の彩度 8 以下	●	●	●	●
	【動光等】				
	・ 動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。	●	●	●	●
イ． 建築物又は	（ア）屋上広告物				
	【本体の高さ】				

工作物を利用した広告物等の規模等	・ 建築物又は工作物からの高さ5メートル以下 【建築物又は工作物の高さに対する割合】 建築物又は工作物の高さの10分の6以下 【その他】 建築物又は工作物から横にはみ出さないこと (イ) 壁面広告物 【表示面積】 ・ 合計面積が広告物等を表示する壁面の面積の10分の2以下 (ウ) 袖看板 【下端の高さ】 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては2.5メートル以上 【壁面からの出幅】 壁面より1.5メートル以下 【道路上の出幅】 道路上の出幅1.0メートル以下 【その他】 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
ウ． 地上に設置する広告物等	【高さ】 ・ 地上からの高さ5メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては4メートル以下 【表示面積】 ・ 合計10平方メートル以下かつ一の広告物につき5平方メートル（一の広告物の最大見つけ面積による。以下同じ。）以下、自己用の広告物以外のものにあつては8平方メートル以下かつ一の広告物につき4平方メートル以下	● ● ● ●	● ● ● ●	● ● ● ●	● ● ● ●
エ． 広告物等の面積	・ 広告物等の面積は、20平方メートル以下かつ一の広告物につき10平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものにあつては8平方メートル以下かつ一の広告物につき4平方メートル以下 ・ 広告物等の面積は、75平方メートル以下かつ一の広告物につき10平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものにあつては8平方メートル以下かつ一の広告物につき4平方メートル以下	● ●	● ●	● ●	● ●

オ． 広告物等への外部からの照明等	(ア) 周辺との調和				
	・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。	●	●	●	●
	(イ) 動光等と照明時間				
	・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。	●	●	●	●
	・ 営業時間外は照明しないこと。	●	●	●	●